

1 指定(告示)年月日 平成25年 6月6日

2 山梨県告示番号 第207号

整理番号	図書類名	発行所
1	愛の体験スペシャルDX2013 4月号	竹書房
2	微熱SUPERデラックス2013 4月号	セブン新社
3	禁断LOVERS MAX vol. 1	ぶんか社
4	夜のビジネスホントの真相DX	コアマガジン
5	チャンプロード 2013 5月号	笠倉出版
6	世界残虐処刑史	双葉出版

※定期的に刊行される図書類(月刊誌等)が有害図書類に該当した場合は、次刊行の際にも内容の確認をしてください。

(参考)

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例

第5条第3項 知事は、図書類の内容の全部又は一部が著しく性的感情を刺激し、甚だしく粗暴性若しくは残虐性を助長し、又は著しく自殺若しくは犯罪を誘発する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該図書類を有害図書類として指定することができる。

1 指定(告示)年月日 平成25年 8月5日

2 山梨県告示番号 第 2343号

整理番号	図書類名	発行所
1	BOY'Sピアス禁断 6月号	(株)ジュネット
2	mini SUGAR 7月号	株式会社 秋水社
3	mini パラ 6月号	(株) 竹書房
4	ジュネットMOOKDVDJUNEVOL. 16	(株)ジュネット
5	無敵恋愛エスガール2013 7月号	ぶんか社
6	実話ドキュメント2013 7月号	(株) 竹書房
7	裏モノ JAPAN 8月号	鉄人社

※定期的に刊行される図書類(月刊誌等)が有害図書類に該当した場合は、次刊行の際にも内容の確認をしてください。

(参考)

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例

第5条第3項 知事は、図書類の内容の全部又は一部が著しく性的感情を刺激し、甚だしく粗暴性若しくは残虐性を助長し、又は著しく自殺若しくは犯罪を誘発する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該図書類を有害図書類として指定することができる。

1 指定(告示)年月日 平成25年 10月3日

2 山梨県告示番号 第 2358号

整理番号	図書類名	発行所
1	微熱SUPERデラックス2013年8月号	セブン新社
2	BOY'Sピアス9月号	(株)マガジン・マガジン
3	恋愛パラダイス10月号	株式会社 竹書房
4	実話時代 9月号	(株)メディアボーイ
5	NIGHT ANGEL 10月号	(有)フリークス

※定期的に刊行される図書類(月刊誌等)が有害図書類に該当した場合は、次刊行の際にも内容の確認をしてください。

(参考)

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例

第5条第3項 知事は、図書類の内容の全部又は一部が著しく性的感情を刺激し、甚だしく粗暴性若しくは残虐性を助長し、又は著しく自殺若しくは犯罪を誘発する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該図書類を有害図書類として指定することができる。

1 指定(告示)年月日 平成25年 11月25日

2 山梨県告示番号 第374号

整理番号	図書類名	発行所
1	mini パラ 2013 10月号	竹書房
2	愛の体験スペシャルDX 2013 10月号	竹書房
3	DVDルージュ 2013 10月号	サンデー出版株式会社
4	裏モノJAPAN 2013 10月号	鉄人社
5	実話ドキュメント 2013 11月号	マイウェイ出版
6	夜のビジネスホントの真相DX コアコミックス353	(株)コアマガジン
7	ラジオライフ 2013 11月号	三オブックス

※定期的に刊行される図書類(月刊誌等)が有害図書類に該当した場合は、次刊行の際にも内容の確認をしてください。

(参考)

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例

第5条第3項 知事は、図書類の内容の全部又は一部が著しく性的感情を刺激し、甚だしく粗暴性若しくは残虐性を助長し、又は著しく自殺若しくは犯罪を誘発する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該図書類を有害図書類として指定することができる。

1 指定(告示)年月日 平成26年1月30日

2 山梨県告示番号 第28号

整理番号	図書類名	発行所
1	大人の関係別冊サクラミステリー デラックス1月増刊	(株)メディアックス
2	微熱SUPERデラックス2013年12月号	セブン新社
3	BOY' SPiアス2014年1月号	(株)マガジン・マガジ ン
4	実話ナックルズ1月号	ミリオン出版(株)
5	週刊実話増刊2月1日号	(株)日本ジャーナル
6	NIGHT ANGEL 2014. 2	(有)フリークス

※定期的に刊行される図書類(月刊誌等)が有害図書類に該当した場合は、次刊行の際にも内容の確認をしてください。

(参考)

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例

第5条第3項 知事は、図書類の内容の全部又は一部が著しく性的感情を刺激し、甚だしく粗暴性若しくは残虐性を助長し、又は著しく自殺若しくは犯罪を誘発する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該図書類を有害図書類として指定することができる。

1 指定(告示)年月日 平成26年3月27日

2 山梨県告示番号 第99号

整理番号	図書類名	発行所
1	aya 2014 3月号	宙出版
2	BOY' SPiアス禁断2014 2月号	(株)マガジン・マガジン
3	実話時代2014 3月号	(株)メディアボーイ
4	裏モノJAPAN2014 4月号	鉄人社

※定期的に刊行される図書類(月刊誌等)が有害図書類に該当した場合は、次刊行の際にも内容の確認をしてください。

(参考)

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例

第5条第3項 知事は、図書類の内容の全部又は一部が著しく性的感情を刺激し、甚だしく粗暴性若しくは残虐性を助長し、又は著しく自殺若しくは犯罪を誘発する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該図書類を有害図書類として指定することができる。